

奈良県ヤングケアラー支援に関する取組方針

令和5年2月改訂
奈良県

目 次

第1 取組方針の趣旨等	1
1. 取組方針の趣旨	
2. 国の動き	
3. ヤングケアラーの概念と特徴	
第2 ヤングケアラーの現状と課題	2
1. ヤングケアラーに関する実態調査	
2. ヤングケアラー支援に関する市町村アンケート	
3. ヤングケアラー支援に関する課題	
第3 ヤングケアラー支援に関する取組方針	6
1. 基本方針	
2. 推進施策	
(1) 早期発見・把握への支援	
(2) 相談支援体制の充実	
(3) 社会的認知度を高めるための情報発信	
第4 ヤングケアラー支援に関する推進体制	10
第5 評価指標	10
1. 県内の中高生におけるヤングケアラーの認知度	
2. ヤングケアラー相談支援のための窓口を設置している県内市町村数	
別添①「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート	11
別添② ヤングケアラー支援に向けた連携会議設置要領	12

第1 取組方針の趣旨

1. 取組方針の趣旨

ヤングケアラーは、本来、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、家族のケア負担に伴い、健やかな育ちが損なわれていることが社会的課題となっている。

このため、県は、令和3年6月に子ども・教育・介護・福祉分野の庁内関係課で構成する「ヤングケアラー支援に向けた連携会議」（以下「庁内連携会議」という。）を立ち上げ、支援の連携体制づくりや具体的支援策を検討することとした。

また、県教育委員会は、同月に公立学校の中高生に対し、「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施し、ヤングケアラーの認知度、家事や家族の世話の頻度、負担感、出席状況等を7月に公表した。

さらに、県は、9月に市町村の福祉や教育の担当者等を対象とした、「ヤングケアラー支援者養成等研修会」を開催し、ヤングケアラーの課題について共通理解を図るとともに、11月に「ヤングケアラー支援に関する市町村アンケート」を実施し、市町村におけるヤングケアラーへの対応状況や、効果的な支援をするために必要な取組などの意見を求めた。

これら調査結果や庁内連携会議での議論等をふまえ、ヤングケアラーの課題解決に向け、ヤングケアラー支援に関する取組方針として、3つの推進施策と、それぞれにおける具体的取組を整理した。

2. 国の動き

国においては、厚生労働省が平成30年度に要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を対象に、ヤングケアラーの実態に対する調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業））を実施した。その結果、ヤングケアラーという概念を認識していると回答したものは46.7%と約半数にとどまっており、これをふまえ、令和元年7月に都道府県・指定都市・中核市に対して、要対協において、ヤングケアラーの概念を理解し、福祉・介護等の関係部署と連携して、関係機関による支援につなげるなど適切に対応するよう通知を行った。

また、令和2年度には、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、厚生労働省と文部科学省が連携し、要対協、学校、中学2年生・高校2年生を対象とした全国規模の調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業））を実施した。その結果、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生が5.7%、高校2年生では4.1%となっている。

これらを受け、国において、より一層の関係分野での連携を進めていくため、「ヤングケアラー支援に向けた福祉・医療・介護・教育等のプロジェクトチーム」を立ち上げ、令和3年5月に報告書を取りまとめている。

この報告書では、今後取り組む施策として、ヤングケアラーの早期発見・把握、ヤングケアラー自身や関係機関が連携した支援策の推進、また 2022 年度から 2024 年度までの 3 年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」として啓発活動等の実施により社会的認知度の向上に取り組む方針を示している。

3. ヤングケアラーの概念と特徴

ヤングケアラーについては、法律上の定義はないが、厚生労働省のホームページでは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子ども」と紹介されている。

また、一般社団法人日本ケアラー連盟によると、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うべきケア責任を引き受け、家事や家族の世話・介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満の子ども」とされている。

子どもがケアを担う背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況等の様々な要因が考えられる。

また、「家族の状況を知られたくない」「知られることが恥ずかしい」という思いから表面化しづらく、「家族のケアをすることは当然」という気持ちなどから、自分自身がヤングケアラーである自覚が無い、また、ヤングケアラーの社会的認知度が低いため、周囲の大人も気づきにくいといった特徴がある。

第2 ヤングケアラーの現状と課題

1. ヤングケアラーに関する実態調査

令和 3 年 6 月に、県内の公立中学 3 年生（約 10,500 人）及び公立高校全生徒（約 22,900 人）を対象に、「ヤングケアラー等に関する実態調査」を、パソコン等を用いて回答できるよう実施した。回答数・回答率が中学 3 年生 86.8%（9,100 件）、高校生 67.2%（15,384 件）であった。

その結果、ヤングケアラーについて「聞いたことがあり、内容を知っている」と回答した中学 3 年生は 8.2%、高校生は 12.4%であり、「聞いたことがない」と回答した生徒は、それぞれ 80.7%、74.2%であった。

また、家事や家族の世話を日常的に行っている生徒のうち、その頻度が「ほぼ毎日」と回答した生徒は、中学 3 年生が 5.6%、高校生が 5.3%であった。

家事や家族の世話を、週 3 日以上、平日 1 日あたり 3 時間以上を行うとしたヤングケアラーと考えられる生徒は、中学 3 年生で 76 人、高校生で 101 人であった。

調査結果は各学校に報告し、各学校において継続的に支援が必要な生徒への対応を行っている。

<結果概要>

【調査目的】

- 本来、大人が担うべき家事や家族の世話等を日常的に行っているようなヤングケアラーに関する実態の把握及び必要な支援に資する。

【調査方法等】

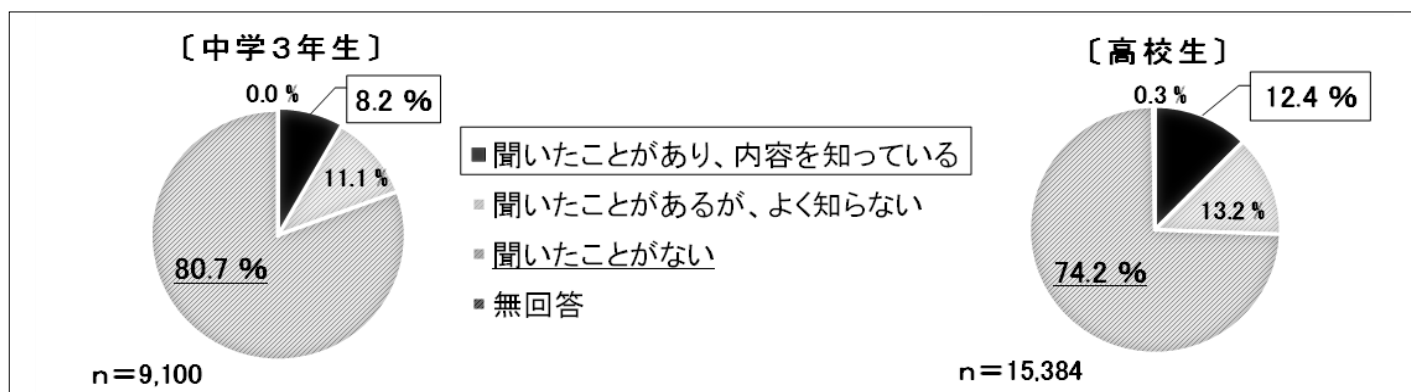
- 調査対象 県内公立中学校第3学年（約10,500人）及び県内公立高等学校全生徒（約22,900人）
- 実施方法 Google Workspace for Education を使用し、パソコン等を用いて回答
- 実施期間 令和3年6月16日から6月30日
- 回収状況 有効回答数及び回答率

・ 県内公立中学校第3学年 9,100人 回答率86.8%

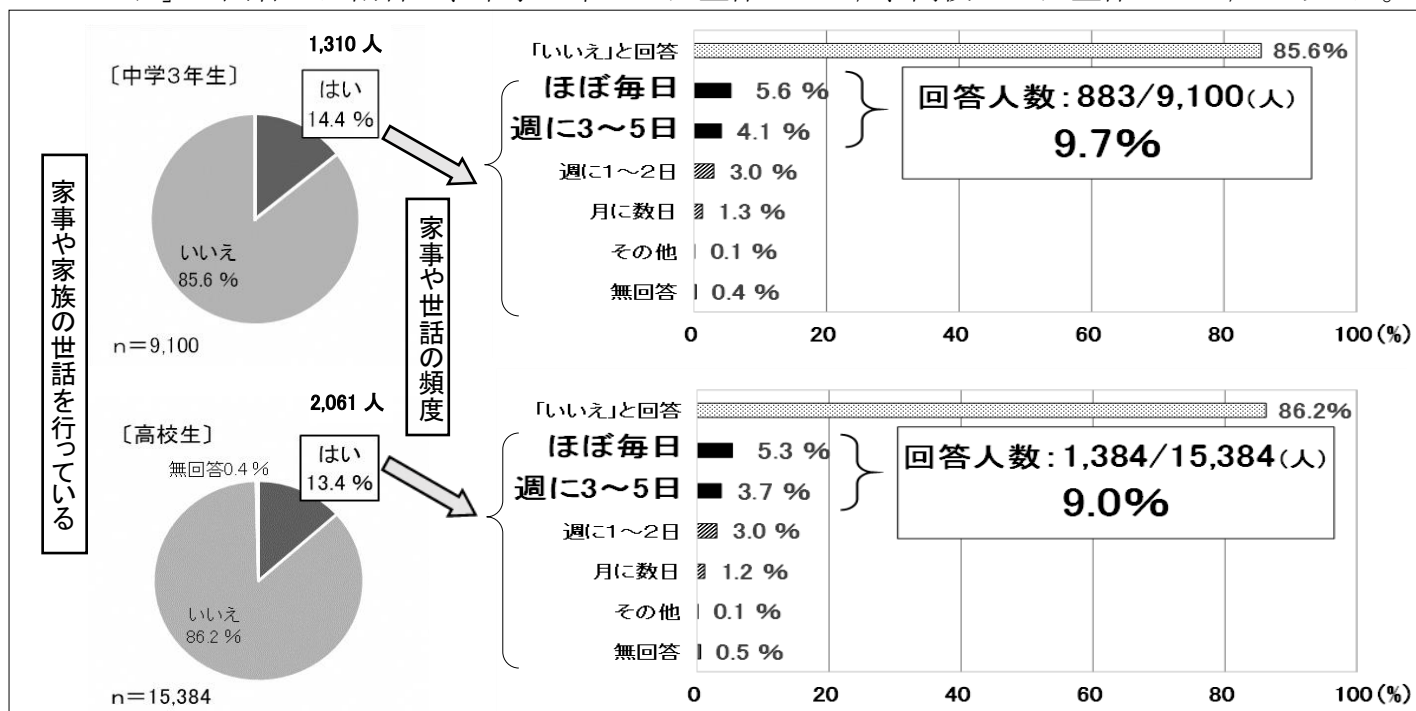
・ 県内公立高等学校生徒 15,384人 回答率67.2%

【ヤングケアラーに関する調査結果】

- ① ヤングケアラーについて、「聞いたことがあり、内容を知っている」と回答した中学3年生が8.2%、高校生が12.4%であり、「聞いたことがない」と回答した生徒は、それぞれ80.7%、74.2%であった。

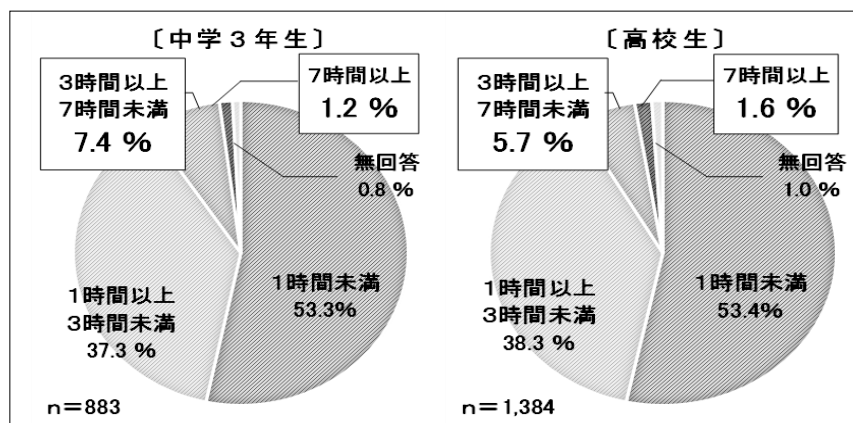


- ② 家事や家族の世話を日常的に行っている生徒のうち、その頻度が「ほぼ毎日」、「週に3～5日」と回答した割合が、中学3年生では全体の9.7%、高校生では全体の9.0%であった。



③ 週3日以上、家事や家族の世話をしている生徒で、平日1日あたりの家事や家族の世話をを行う時間について、「3時間以上7時間未満」と回答した中学3年生が7.4%、高校生が5.7%であり、「7時間以上」と回答した生徒は、中学3年生が1.2%、高校生が1.6%であった。

週3日以上、平日1日あたりの家事や家族の世話を3時間以上行うと回答した人数は、中学3年生が76人、高校生が101人となる。



④ 週3日以上、平日3時間以上、家事や家族の世話をしている生徒の家事等の内容やきつさなどについて分析した。

ア 家事や家族の世話の内容に関して最も多かったのが「家事」、次いで「きょうだいの世話」「外出の付き添い」であった。

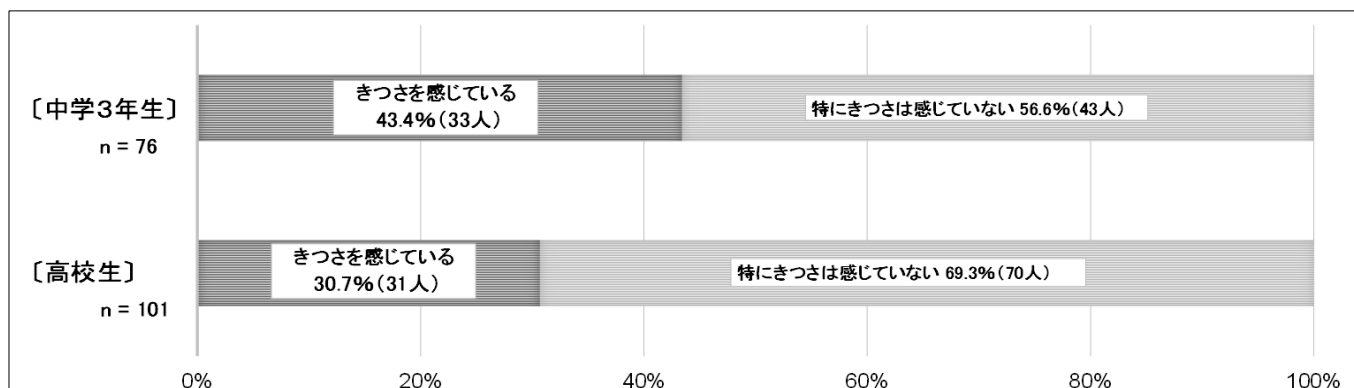
対象生徒の回答(複数回答)の上位5項目			
中学3年生		高校生	
	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	家事(食事の準備や掃除、洗濯)	61	28.8%
2	きょうだいの世話	52	24.5%
3	外出の付き添い(買い物、散歩など)	44	20.8%
4	感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)	31	14.6%
5	見守り	24	11.3%

回答者数: 76人 / 回答数: 212

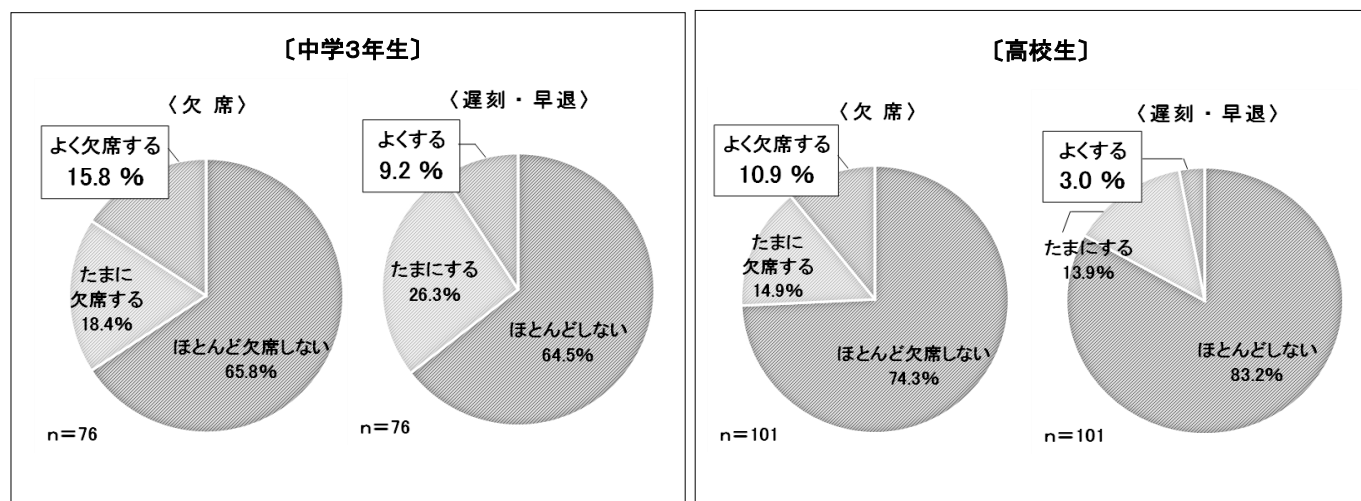
	家事や家族の世話の内容	回答数	割合
1	家事(食事の準備や掃除、洗濯)	81	28.1%
2	きょうだいの世話	75	26.0%
3	外出の付き添い(買い物、散歩など)	58	20.1%
4	感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)	39	13.5%
5	見守り	35	12.2%

回答者数: 101人 / 回答数: 288

イ 家事や家族の世話をしていることに対して、「身体的にきつい」、「時間的に余裕がない」、「精神的にきつい」など、何らかのきつさを感じていると回答した人数の割合は、中学3年生では43.4%、高校生では30.7%であった。



ウ 出席状況について「よく欠席する」と回答した中学3年生が15.8%、高校生が10.9%であり、遅刻や早退の状況について「よくする」と回答した中学3年生が9.2%、高校生が3.0%であった。



2. ヤングケアラー支援に関する市町村アンケート

令和3年11月に、県内全39市町村に設置されている市町村要対協を対象に、「ヤングケアラー支援に関する市町村アンケート」を実施した。

<結果概要>

- 市町村要対協でヤングケアラーと考えられる児童のケース管理を行っている市町村 18市町村
- ヤングケアラー相談に対応可能な窓口を設置している市町村 22市町村
- 効果的なヤングケアラー支援を進めていくには、どのような取組が必要か（抜粋）
 - ・子どもの権利を守るという視点に立った取組
 - ・早期発見のための関係機関との連携強化
 - ・子どもやその家庭との関係性の構築 など

3. ヤングケアラー支援に関する課題

- (1) ヤングケアラーは表面化しにくいいため、教育や介護等の各分野で子どもやその家庭に関わりを持つ支援者が、ヤングケアラーを早期に発見する気づきの視点を持ち、家庭が必要とする支援に結びつけることが必要
- (2) ヤングケアラーが一人で不安や負担を抱え込むことがないよう、気軽に相談できる身近な地域での相談拠点・仲間と交流できる居場所づくりが必要
- (3) ヤングケアラーの認知度の低さや理解の不足が、早期発見の支障になるため、認知度の向上が必要。

第3 ヤングケアラー支援に関する取組方針

1. 基本方針

ヤングケアラーが抱える不安やケア負担を軽減・解消し、学びや遊びなどを通して健やかに育つ、本来、子どもが有している権利を守るため、ヤングケアラーを関係機関等が連携して早期発見・把握し、適切な支援につなげる取組を推進する。

2. 推進施策

(1) 早期発見・把握への支援

日常的に子どもや家庭と関わる機会の多い子ども・教育・介護・福祉等の支援者がヤングケアラーの概念や特徴を正しく理解し、気づきの視点を持ちながら接することで早期発見・把握につなげる。

<具体的取組>

① 教員への研修実施

- ・教員に対してはヤングケアラーの早期発見・把握に関する啓発を継続的に実施する。
- ・市町村や県立高校に、スクールソーシャルワーカーを定期的に派遣しているが、ヤングケアラーが疑われるケースに関しては、原則、市町村要対協や子ども家庭総合支援拠点に相談するよう、関係機関との連携を強化し対応する。

② 子どもが一人で負担を抱え込まないような教育現場での働きかけ

- ・ケア負担の蓄積や孤立感等は、学習面の遅れや遅刻・不登校にもつながる要因となることから、子どもが自らの状況を周囲の友人や大人に話せず、一人で負担を抱え込んでしまうことがないように、教育現場において、ヤングケアラーやSOSの出し方について学ぶ機会を設ける。
- ・子どもへの周知に関しては、令和4年度以降に全校種において1人1台端末環境が整備されることから、パソコンを活用した周知の方法を検討していく。
- ・子どもが相談したくなかった時に気軽に相談ができるよう、メールやSNS等の相談窓口、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー、その他相談支援に携わる教員等の校内支援者に関する情報の周知を行う。

③市町村要対協等の職員に対する研修実施・情報提供

- ・市町村要対協で支援に関するアセスメントを行う段階でヤングケアラーを把握した場合、市町村関係課、学校、介護、障害、医療等、関係機関と連携を取り、家族全体の状況を共有したうえで支援方針等を検討し、継続的に支援することが必要である。

また、よりきめ細かな支援・連携を要するケースについては、関係機関が一堂に会する個別ケース検討会議の開催についても検討することが望ましい。

- ・ヤングケアラーの早期発見の観点から、市町村要対協で受理したケースをアセスメントする際、要支援・要保護児童に該当するか否かだけでなく、ヤングケアラーではないかという視点も同時に併せ持ってアセスメントをすることが必要である。

このため、県は、対応マニュアルを作成し、市町村要対協等、子どもやその家族と関わる機会の多い職員と共有するとともに、対応マニュアルの活用に関する研修を実施し、対応力向上につなげる。

この際、国の「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案」で示されているアセスメントシート（別添①参照）の活用が望ましいとされていることから、このアセスメントシートを対応マニュアルに盛り込み、これらの活用を市町村要対協に促す。

④介護や福祉等の専門職に対する研修実施

- ・ヤングケアラーを把握するにあたっては、子ども本人にその認識がない場合が多いことから、介護や福祉等に関わる専門職が、ケアニーズをアセスメントする際に、誰がケアの担い手になっているかを把握することが求められている。

このため、県は、市町村と連携して、ヤングケアラーの概念や特徴、ヤングケアラー発見のための着眼点、関係機関等との連携方法、対応する際に配慮すべき事項等を学ぶ研修の実施を推進する。

- ・介護や福祉等に関わる専門職が、ヤングケアラーが疑われるケースを発見した場合に、子どもの気持ちに寄り添いながら家族を支援することができるよう、県は、適切な情報共有や関係者間の円滑な連携方法等に関する事例検討会など支援者を対象とした研修会の開催を支援する。

(2) 相談支援体制の充実

市町村及び学校等での相談窓口の設置、身近な地域での居場所づくりを促進することで、ヤングケアラーが気軽に相談できる体制を整備するとともに、本人やその家庭に寄り添ったきめ細かな支援につなげる。

＜具体的取組＞

①市町村及び市町村教育委員会（学校）の相談窓口の設置促進

- ・ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい特徴があり、また、具体的な支援策につなぐための窓口が明確になっていないため、ヤングケアラーについて相談できる窓口の設置が必要である。

相談窓口は、住民に最も身近な市町村において設置し、ヤングケアラーである子どもやその家族に寄り添いながら、福祉サービス等の必要な支援につなげることが大切である。窓口設置場所としては、子育て相談の専門員が配置されている市町村要対協や子ども家庭総合支援拠点などが考えられる。

このため、市町村において対応窓口の設置が促進されるよう、市町村との会議や担当者に対する研修等を通じて、窓口設置について継続的に働きかけていく。

- ・県教育委員会では、令和3年6月にヤングケアラー専用メール相談窓口「young-mirai@e-net.nara.jp」を開設した。その他、メール相談「悩みならメール」、LINE相談「ならCocoroライン」、電話教育相談「あすなるダイヤル」等、各種相談窓口を設置して対応する。

引き続き、これらの相談窓口を受け皿として、学校等の関係機関と連携を図りながらヤングケアラーである子どもの早期発見へとつなげていく。

②市町村子ども家庭総合支援拠点における取組への支援

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点でアセスメントを行う段階でヤングケアラーを把握した場合、市町村関係課、学校、介護、障害、医療等、関係機関と連携を取り、家族全体の状況を共有したうえで支援方針等を検討し、継続的に支援することが必要である。

また、市町村要対協の要支援・要保護児童にも該当する疑いのあるケースについては、きめ細かに市町村要対協と情報を共有することが必要である。

このため、県において市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促す機会や支援拠点の担当者に対する研修等を活用し、ヤングケアラー支援に関する情報共有を継続的に行っていく。

- ・市町村のその他の窓口で相談を受ける場合においても、様々な課題を抱える家庭の状況に応じた適切な支援につなげていくことができるよう、包括的な相談支援体制が必要である。

このため、各窓口において適切な対応ができるよう、県から市町村への情報提供などにより支援する。

③子どもや家庭の相談の場となる地域の社会資源における支援

- ・民生委員・児童委員は、住民を支える身近な相談相手として、地域で孤立しがちな家庭の把握や見守り、生活相談に対する助言や必要なサービスにつなげるなどの役割を担っており、日常の活動の中で、ヤングケアラーへの支援が期待できる。

また、こども食堂、宅食サービス、学習支援等の社会活動を実施する中で、利用者である子どもから悩みや不安を聞いたり、相談を受ける場面もあり、これらの社会活動は子どもの相談先としての役割も担っている。

このため、当該社会活動の実施者や支援者に対し、子どもや家庭の支援・見守りを行う中で、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な関係機関につなげることができるよう、ヤングケアラーの概念や特徴、支援の窓口等について周知していく。

④ NPO 法人等の民間団体による地域での居場所づくりの促進

- ・行政の相談窓口とは別に、ヤングケアラーの当事者同士が集い、悩みを分かち合い、気軽に相談や意見交換ができるよう、地域の居場所づくりが必要である。NPO 団体等の民間団体において、このような活動が進んでいくよう、地域の居場所の立ち上げや運営等を整理したマニュアルを作成・配布し、活動を促進する。

⑤福祉サービスへの円滑なつなぎ

- ・ヤングケアラーがいる家庭に対して、利用できる支援制度の周知や利用手続きをわかりやすく説明するなど、関係機関等と連携して、ヤングケアラーやその家族を社会的に孤立させることなく、適切なサービスにつなげることができるよう包括的に支援することが求められる。

このため、子どもやケアを必要とする家族がどのような生活を望んでいるかを把握し、ヤングケアラーの負担等に配慮しつつ適切な支援につなげることができるよう、関係機関等における各種相談窓口の相談員や専門職等を対象とした研修会等の機会を通じて周知を行う。

(3) 社会的認知度を高めるための情報発信

ヤングケアラーに対する認知度向上と正しい知識や理解の促進を図ることで、地域での子どもの見守り力を高め、早期発見を含むヤングケアラー支援につなげる。

<具体的取組>

① 広報誌・SNS 等による発信

- ・県内での認知度を高めるためには、県民一人ひとりにヤングケアラーについての正しい知識や情報を伝えていくことが必要である。このため県や市

町村の広報誌、SNS等を活用し、ヤングケアラーについての情報発信を行う。

② 子育て関係団体等と連携した情報発信

- ・日頃から地域の子育て支援に関わる団体等に対して、ヤングケアラーについての情報提供を行い、支援者の子どもがヤングケアラーではないかという視点を持ちながら、子どもや家庭に関わっていただくことで、地域の子どもの見守り力強化につなげる。

また、団体等が持つネットワークを活用し、利用者等へのヤングケアラーの理解促進を図ることで、地域での効果的なヤングケアラーの認知度向上につなげる。

第4 ヤングケアラー支援に関する推進体制

ヤングケアラーの早期発見と関係機関の効果的な連携による支援につなげるため、県は、庁内連携会議を定期的で開催し、情報共有や取組の充実に向けた検討を行う。

また、本取組方針の推進にあたっては、ヤングケアラーやその家族を孤立させず、社会全体で見守り支援することができるよう、市町村や関係機関・関係団体等と密接に連携を図りながら、取組を推進する。

<具体的取組>

- ・各分野の課題や取組方針、取組状況等の共有
- ・県内の中学・高校生を対象とした実態調査の実施

第5 評価指標

1. 県内の中高生におけるヤングケアラーの認知度

- ヤングケアラーについて聞いたことがあり、内容を知っている生徒の割合
公立中学生 8. 2% (令和3年度) → 50% (令和6年度)
公立高校生 12. 4% (令和3年度) → 50% (令和6年度)
※評価指標については、今後の実態をふまえて見直しを検討

2. ヤングケアラー相談支援のための窓口を設置している県内市町村数 (子ども家庭総合支援拠点を含む)

- 22市町村(令和3年度) → 39市町村 (令和6年度)

※令和4～6年度：国によるヤングケアラー認知度向上「集中取組期間」

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

各自体等で適宜加工しながらご自由にお使いください

別添①

性別 男 女 その他 ()

年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日

最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか - 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

① 健康に生きる権利

必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★

精神的な不安定さがある ★

給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりをする) ★

(その他の気になる点)

表情が乏しい

家族に関する不安や悩みを口にしている

将来に対する不安や悩みを口にしている

極端に痩せている、痩せてきた

極端に太っている、太ってきた

生活リズムが整っていない

身だしなみが整っていないことが多い (季節に合わない服装をしている)

予防接種を受けていない

虫歯が多い

② 教育を受ける権利

欠席が多い、不登校 ★

遅刻や早退が多い ★

保健室で過ごしていることが多い ★

学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★

(その他の気になる点)

授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い

学力が低下している

宿題や持ち物の忘れ物が多い

保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い

学校 (部活含む) に必要なものを申請してもらえない

お弁当を持ってこない、コンビニ等で買った弁当やおにぎりを持つてくることが多い

部活に入っていない、休みが多い

修学旅行や宿泊行事等を欠席する

校納金が遅れる、未払い

クラスメイトとのかわりが薄い、ひとりであることが多い

高校に在籍していない

③ 子どもらしく過ごせる権利

幼稚園や保育園に通園していない ★

生活のために (家庭の事情により) 就職している ★

生活のために (家庭の事情により) アルバイトをしている ★

家族の介助をしている姿を見かけることがある ★

家族の付き添いをしていいる姿を見かけることがある ★

幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける ★

(その他の気になる点)

子どもだけの姿をよく見かける

年輪と比べて情緒的成熟度が高い

子どもたちと遊んでいる姿をあまり見かけない

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

① 家族構成 (同居している家族)

母親

父親

祖母

祖父

きょうだい () 人 その他 ()

② サポートが必要な家族の有無とその状況

特にいない

高齢 幼いきょうだいが多い

障害がある 親が多忙

疾病がある 経済的に苦しい

精神疾患 (疑い含む) がある 生活能力・養育力が低い

日本語が不自由 その他 ()

③ 子どもが行っている家族等へのサポートの内容

特にしていない

身体的な介護

情緒的な支援*

きょうだいの世話

家事

通訳 (日本語・手話) その他 ()

生活費の援助

通院や外出時の同行

金銭管理や事務手続き

服薬管理・投与

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

① 子ども自身がサポートしている相手

母親 父親

祖母 祖父

きょうだい 家族全体

その他 ()

② 子ども自身がサポートに費やしている時間

1日 時間程度

③ 家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか

いる → 誰か:

いない

4. 子ども本人の確認や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

① 子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

認識している

認識していない

② 家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

話せている → 誰に:

話せていない

③ 子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

いる → 誰か:

いない

④ 子ども本人がどうしたいと思っているか (想い・希望)

* 情緒的な支援とは、精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かれるなど、子どもによって痛大に負担になることなどを含みます

ヤングケアラー支援に向けた連携会議設置要領

1 目的

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家事や家族の介護・世話をすることで、守られるべき子ども自身の権利を侵害され、自らの育ちや教育に及ぼす影響が課題となっている。しかし、認知度が低く、本人や家族に支援が必要である自覚が無いなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくい状況にある。

ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる具体的施策を検討するため、関係機関による連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

2 検討事項

- (1) ヤングケアラーの早期発見に関すること
- (2) ヤングケアラーや家族等への支援策に関すること
- (3) ヤングケアラーの認知度の向上、理解促進に関すること
- (4) その他ヤングケアラー支援に必要な事項

3 運営

- (1) 連携会議の構成メンバーは、別紙のとおりとし、「2 検討事項」に掲げる各事項に係る検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙構成メンバー以外の関係者等の参加を依頼し、意見を求めることができる。

4 事務局

本連携会議の事務局は、こども・女性局こども家庭課におく。その他、本連携会議の運営等に必要な事項は、構成メンバーに諮って定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年6月3日から運用する。

附則

この要領は、令和4年8月17日から運用する。

附則

この要領は、令和5年2月14日から運用する。

ヤングケアラー支援に向けた連携会議 構成メンバー

こども・女性局こども家庭課
文化・教育・くらし創造部教育振興課
福祉医療部地域福祉課
福祉医療部障害福祉課
医療・介護保険局地域包括ケア推進室
教育委員会事務局教育研究所

**作成：奈良県文化・教育・くらし創造部
こども・女性局こども家庭課**

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL : 0742-27-8605 FAX:0742-27-8107